

平成22年8月17日
調 査

経済福祉常任委員会資料

○調査事件

5. その他所管に関する事項
(福島町耐震改修促進計画について)

調査事件 5 その他所管に関する事項 (福島町耐震改修促進計画について)

平成 18 年 1 月 26 日「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化などが位置づけられました。

さらに、平成 18 年 1 月に策定された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、都道府県は法施行後、できるだけ速やかに耐震改修促進計画を策定すべきであるとの考え方が示されています。

このことから、北海道では、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間に計画期間とした「北海道耐震改修促進計画」を平成 18 年 12 月 28 日に策定しております。

また、本計画では、本道における耐震化の現状を踏まえ、想定地震による建築物の被害を半減させるため、計画の推進に関する事項として、全ての市町村において、耐震改修促進計画の策定に努めることを定めており、平成 21 年度までに道内 134 市町村で計画が策定され、当町においても、本計画の策定を進めるものであります。

1. 計画策定の目的

福島町耐震改修促進計画は、耐震改修促進法に基づき、本町における建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

計画は、耐震改修促進法第 5 条第 7 項の規定により、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び北海道が定める「北海道耐震改修促進計画」との整合を図るとともに、「福島町総合開発計画」、「福島町地域防災計画」を踏まえ策定するものです。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成22年度から27年度までの6年間とし、耐震化の目標設定や耐震化を推進するための施策を定めます。なお、計画の内容については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化などを踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

4. 対象区域及び対象建築物

計画対象区域は、福島町行政区域全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された既存の住宅・建築物とします。

◎ 対象とする建築物

種 類	内 容
(1) 住宅	戸建住宅、集合住宅（アパート、マンション）
(2) 特定建築物※1 （民間）	① ホテル、旅館、物販店、事務所、賃貸共同住宅など多数の者が利用する一定規模以上の建築物（第6条第1号） ② ガソリンスタンド 一定数量以上の危険物を扱う建築物（第6条第2号） ③ 国道228号線沿道の概ね6mを超える建築物 地震時に通行を確保すべき道路※2を閉塞させる恐れのある建築物（第6条第3号）
(3) 町有建築物	公営住宅、公民館、学校、保育所など、町が所有する建築物

※1：耐震改修促進法第6条に定める建築物。

※2：地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）とは、地震発生時における緊急車両の通行や、物資の輸送を確保するための道路です。福島町では、国道228号線が特に重要な地震時に通行を確保すべき道路として指定されています。

5. 住宅・建築物安全ストック形成事業について

耐震改修促進計画の策定に係る経費は「住宅・建築物安全ストック形成事業」として、平成22年度に限り、対象経費の10/10が国庫補助事業対象となります。

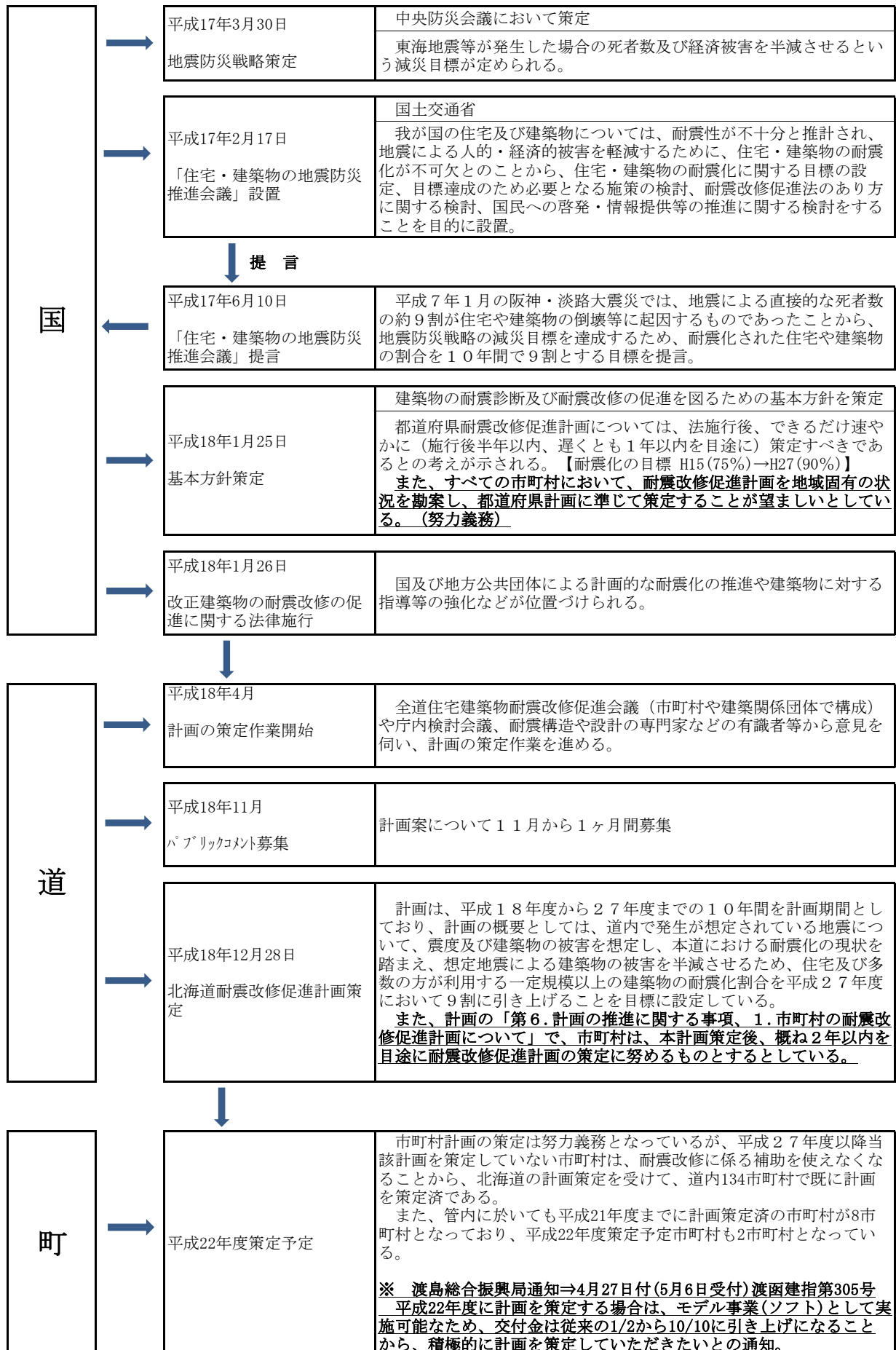
また、計画の策定に係る経費は、9月会議での補正予算計上を予定しております。

補正予算額 ⇒ 計画策定業務委託費 3,200千円

※ 計画策定委託業務の内容

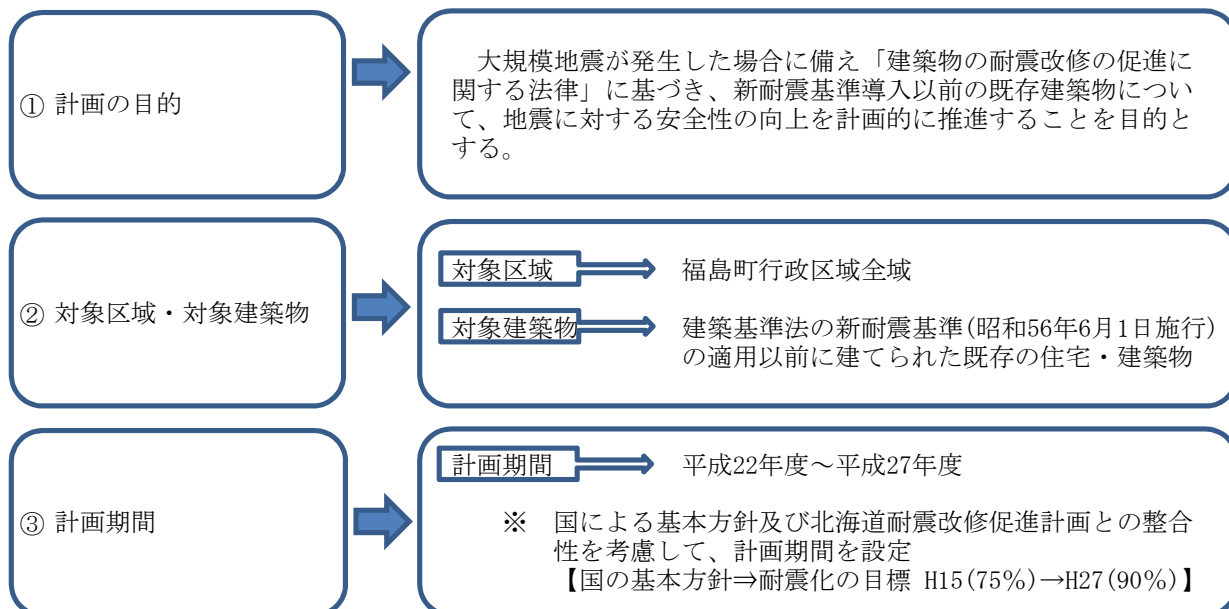
- ① 住宅・建築物の耐震化に関する現況調査
 - ・固定資産台帳等の資料をもとに、民間建築物の現況把握。
 - ・公共建築物の耐震化の現況把握。
 - ・特定建築物及び北海道が定める緊急輸送道路沿道の法6条第3項に係る建築物の把握。
- ② 住宅・建築物の耐震化の目標設定に必要な検討資料作成
- ③ 住民公表用資料の作成 ⇒ ゆれやすさマップとして、耐震化の普及啓発に向けた住民配布用パンフレットの作成

住宅・建築物耐震改修促進計画策定の経緯

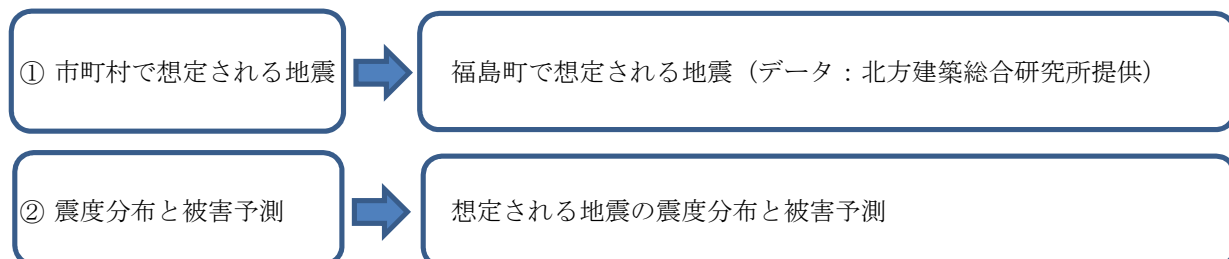


市町村耐震改修促進計画の構成例

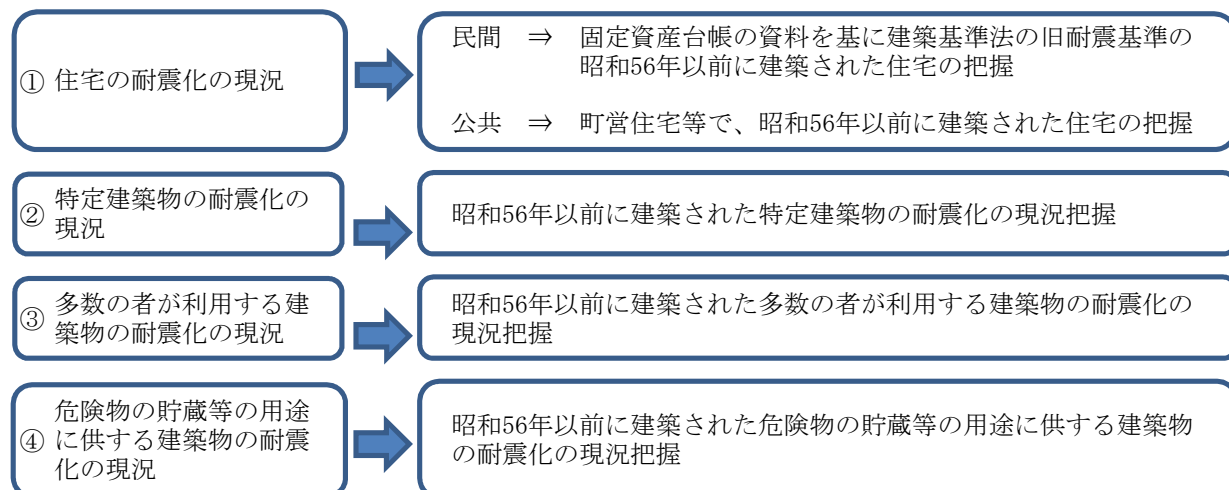
1. 耐震改修促進の目的と方法



2. 想定される地震と被害予測



3. 市町村の耐震化の現況



⑤ 市町村が所有する公共建築物の耐震化の現況

昭和56年以前に建築された市町村が所有する公共建築物の耐震化の現況把握

4. 耐震化の目標

平成27年度までの耐震化率の目標 ⇒ 90%

5. 耐震化に向けた基本的な取り組み方針

- ① 民間住宅・建築物の耐震化に向けた取り組み方針
- ② 市町村が所有する公共建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針
- ③ 地震時に通行を確保すべき道路の位置づけ

6. 施策の展開方針

- ① 耐震診断・改修促進に向けた環境整備
- ② 町民への啓発・知識の普及
- ③ 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上
- ④ 所管行政庁との連携

7. 計画の推進に向けて

- ① 行政と町内会等の住民との協働による町民意識の啓発
- ② 住宅の耐震改修費用の助成制度の推進
- ③ 行政と関係団体などが連携した、技術者の技術力向上